

## 京都所司代板倉重矩の知られざる出版活動

—その思想と影響—

湯谷祐三

はじめに

板倉重矩(一六一七～一六七三)は京都所司代を三代にわたって務めた板倉家の出身である。しかし、家康の股肱の臣であり、二十年の長きにわたり所司代の地位にあった祖父勝重や、その嫡子で、父に続いて三十五年間所司代を務め、寛永期の多くの文化人と華々しい交流を持ったことでも知られる重宗に較べて、重宗の弟重昌の嫡子、すなわち重宗の甥にあたる重矩は、同じく京都所司代を務めたとはいえ、その在任は足掛け三年と短く、その知名度が高いとは言えない。

重矩の伝記資料として最も浩瀚なものは、鈴木政証による『板倉重矩公常行記』であるが<sup>1)</sup>、重矩の生涯を概観するため、『藩鑑』巻七四所収の重矩の項目のうち、冒頭の簡にして要を得た記述を次に掲げる。<sup>2)</sup>

内膳正源重矩ハ内膳正重昌カ嫡男ナリ。はしめ長命と称し後又右衛門とあらたむ。寛永十一年十二月従五位下に叙し主水佐に任す。同十四年二十一歳の時、父重昌と共に肥前の国嶋原陣に赴き戦功あり。同十六年六月父の封を襲ぎ、明暦二年内膳正に改む。万治三年十一月、大坂の御城番を命せられ、所領の地二万石を加へ賜ふ。寛文五年十二月、関東に召されて執政の職に補せられ、同月従四位下に叙し、同六年七月、二万石を加へ賜り、同八年五月、京都所司代の事を奉り、同年十二月侍従に任せられ、同十年十一月、江戸に帰りて執政元のことし。同十一年二月、一万石の加恩ありて総て五万石を領す。同十二年閏六月、下野国烏山の城を賜ひ、延宝元年五月二十九日、五十七歳にて卒す〔『藩鑑』巻七四 い部二七 板倉〕。

重矩の閲歴は、寛永十四年（一六三七）二十一歳の時、父重昌と共に従軍した鳥原の乱で、父の戦死を目の当たりにして、その仇を討つべく奮戦したことに始まり、その後、万治三年（一六六〇）には「大坂の御城番」となり、寛文五年（一六六五）には四十九歳にして執政（老中）に抜擢される。同八年五月には老齢を理由に京都所司代退任の意向を伝えた牧野佐渡守に代わり所司代に任命される。同十年十一月には江戸に老中として帰任し、同十二年には下野烏山城主となって五万石を領し、同十三年五月二十九日（九月改元して延宝元年、一六七三）に五十七歳にて死去した。

こうした事跡を点綴してみれば、重矩の生涯は譜代大名の一族として、まずは満足のゆくものであったと思われる。ところで、重矩の京都所司代在任期間は、寛文八年五月から寛文十年十一月までの足かけ三年、正味二年半で、祖父勝重・伯父重宗に較べるとごく短期間である。

また、一旦老中になった人物が京都所司代に転任するのは、後にも先にも重矩ただ一人であることから、重矩の所司代就任は当座の「つなぎ人事」であると従来は考えられていたが<sup>3)</sup>、最近では、重矩と中院通茂との親密な交際

の記録から、靈元天皇を中心とする朝廷の動向を幕府がいち早く察知できるよう、信頼できる公家との間に太いパイプを構築することが重矩の重要な任務であったとも解析されている<sup>4</sup>。

しかし、所司代在任期間に重矩が行った仕事はそれだけではない。一般的に誰の目にも明らかかなものは鴨川の堤であろう。現在、三条大橋に立ち鴨川の右岸（西側）を眺望すると崖状の石垣の護岸が続いている。そして夏季には納涼の川床が空中にせり出すように架設され、その様子は京都の夏の風物詩であり、観光都市京都を構成する重要なイメージの一つともなっているが、まさにこの石垣こそ、重矩によって寛文九年（一六六九）から翌年にかけて造成された「寛文新堤」の一部なのである。

この堤が造成される以前、鴨川の川幅はもつと広く、川の流れは蛇行していたが、この堤により、川筋はより直線的になり川幅はせまくなった。そして、興味深いことに、吉越昭久氏の土木史の見地からの分析によると、この堤の建設には「完全に洪水を防御するという意図はなかったと考えざるを得ない」のであり、その最大の目的は、「鴨川周辺の堤内地を増やすことにはあつたのではないか」と考察されている<sup>5</sup>。

吉越氏は言及されていないが、『板倉重矩公常行記』には、この堤の築造の目的として、「賀茂川洪水の節、禁裏御築地の内へ悪水押入り候故」と名分を立てつつも、「此度窮民御救の為、白川より賀茂川・四条の間へ、堤を築かせ然るべく存じ奉り候」と、実は生活窮迫者のための救済事業であることを明言しており、「老若男女の嫌ひなく、鳥目を取らせ、直に河原の砂石を浚ひ持運ばせ、堤を築く」という、その実施の状況を見ると、この堤に実際には洪水防止効果がなかったとしても驚くには当たらないのである<sup>6</sup>。それにしても、現在我々が目にする鴨川の光景が、重矩によって形成されたもののだといっても過言ではないとすると、重矩に対する大方の認識も変わってくるのではないか。

さらに、これも『板倉重矩公常行記』によれば、寛文八年の不作をきっかけにして同九年にかけて発生した京都

の貧窮民・飢餓民のための施行小屋を、重矩は同九年の正月に「東山北野両所」に設け<sup>7</sup>、官庫を開いて備蓄米を炊き出しに充てている。

その小屋の様子は「官廩濟飢図」と題する絵巻物に仕立てられ、それを見た「天龍寺自濟院の建長老」(筆者は重矩とも交流のあった天龍寺慈濟院の虎林中虔を比定している)は、やせ衰えた人々の凄惨な描写に、まるで実際の光景を見るようだ<sup>8</sup>と記している。現在この図の存否は不明であるが、もし残っていれば日本最古の飢餓救済図となるだろう<sup>9</sup>。

一般に近世の飢饉というと、教科書などの影響によるものか、享保・天明・天保の所謂「三大飢饉」が著名であるが、元和・寛永・寛文・延宝・元禄と、江戸前期にも大小の飢饉が頻発しており、都市では貨幣経済の発展により豪奢放恣に耽る人々が生まれる一方で、慢性的な飢餓状態に苦しむ人々も絶えず発生しており、重矩はその対策を行っていたのである。

また、都市京都の行政の要となる京都町奉行所も、その実質的な創設は重矩の在任期間中であることが知られており<sup>10</sup>、一年半という短い期間ではあるが、重矩が所司代在任中に行った仕事は多岐に渡る、と同時にそれぞれが極めて重要なものであったことがわかる。

本稿では、重矩が京都所司代在任中に典籍の出版を行っていたという、従来全く知られざる事柄について紹介し、それらの典籍の内容と刊行当時の重矩の事跡を対照させることによって、典籍刊行にいたった事情と、そこに込められた重矩の思想を考察する。さらに、重矩刊行典籍がその後の日本人にどのように受け止められ、各分野にどのような影響を及ぼしてきたのかを検証してみたいと思う。

一 明らかになった重矩の出版活動

愛知県西尾市の北部、岡崎市との境近くに位置する万灯山長圓寺（曹洞宗）は、江戸時代初期に京都所司代を務めた板倉勝重の菩提寺として、長子の重宗が寛永七年（一六三〇）に伽藍を整備したもので、以後は板倉六家の菩提寺となり、勝重の廟堂である肖影堂を中心に、板倉六家の墓塔が林立する古刹である。

平成二十四年度より、西尾市教育委員会による長圓寺の総合調査が実施される運びとなり、平成九年に所蔵典籍の調査と目録の作成を独自に行っていた筆者は、同教委の依頼を受け、改めて同寺所蔵典籍の調査を行う機会に恵まれた。その過程で前回の調査では閲覧できなかった典籍を拝見するに及び、従来知られることのなかった板倉重矩による典籍刊行の事実が判明した。

現在、長圓寺には禅宗関係の仏書の江戸期版本を中心とする典籍が多数伝来している。しかし、これらの一般典籍とは別に、特別に木箱が調製されて別置されている典籍群がある。例えば、『正法眼蔵随聞記』の最善本として著名な寛永二十一年写本（康暦二年本奥書）もその一つであり、その他、『正法眼蔵』や『伝光録』など曹洞宗宝といふべき典籍や、板倉勝重・重宗と親交のあった石川丈山の漢詩集『覆醬集』（承応二年写本）などは既にその存在がよく知られており、近くは平成十五年に行われた「長圓寺の名宝展」において展観されている<sup>11)</sup>。

今回の調査で、新たに注目されたのは、次のような墨書箱書きを持つ典籍である。

「牧民忠告 全

無冤録 全貳冊

荒政要覧 全四冊

## 奉納 参州幡豆郡 長圓寺(木箱蓋表墨書)

六

この木箱を開けてみると、現在は『荒政要覽』三冊と『無冤録』二冊しか入っておらず、『牧民忠告』なるものが見たらない。他の同寺蔵書中にも存在しないため、『牧民忠告』全一冊と『荒政要覽』全四冊中の一冊(第三冊目)は、いつの頃から何らかの事由により散佚したとおぼしい(明治九年の『万灯山校割帳』には「荒政要覽三冊、無冤録二冊」とあり、既に『牧民忠告』の名が見当らない)。

現存の『荒政要覽』及び『無冤録』の巻頭・巻末には序跋・刊記等は何もないが、『無冤録』下冊の裏表紙の見返しに次のような識語が墨書されている(傍線は筆者による)。

先考執政拾遺君、常以撫民之術為務、故每觀書則着意于此、偶得無冤録二卷即鏤梓以行于世、因為伝其遺意於後世、寄附於参州幡豆郡長圓寺、以珍藏之。延宝乙卯五月下澣、從五位下石見守板倉重道識。

これによれば、亡父執政拾遺君(重矩)は人々の生活を安んじることを務めとして、書籍を見るごとに気を付けていたが、たまたまこの『無冤録』二巻を入手するに及び、これを刊行して世に流布せしめんとした。その遺志を後世に伝えるために長圓寺に寄附する、というのである。

墨書したのは、重矩の嗣子である石見守重道で、重矩は寛永十三年(九月に改元されて延宝元年、一六七三)五月二十九日に五十七歳で死去しており、重矩の没後すぐに寄附されていることがわかる。ただし、延宝への改元は九月二十一日であるから、実際の寄進時期はこれ以降であろう。なお、『荒政要覽』第四冊裏見返しにも同様の墨書識語がある。

次に、箱の蓋に「居家必用 参州長圓寺藏」と墨書された木箱二つがあり、この中には『居家必用事類全集』全十卷二十冊が十冊ずつに分蔵されている。そして二十冊目の裏表紙の見返しに、次のような跋文が墨書されており、重矩による典籍刊行のあらましが更に詳細に判明する。

故拾遺板倉重矩公、仁慈及民、其執政之日、每事欲有益于国人。曾治京師、讀書之余、如無冤録・牧民忠告・荒政要覽、附于書肆以鏤梓行世、或献之幕下、或示之同列官属、上則於定訟撫民以有益矣、下則於遷善改過以有益矣、其余猶有数部、一日見居家必用、而以為此書乃有便民用、故又命書肆以鏤之梓、而未成矣易簣之後既成、其家嗣朝散大夫重道君、有感先考之用心治教、以欲遺後世、以一部廿卷蔵于参州幡豆郡長圓寺、使余為之跋、聊記其事以書于卷尾、寛文癸丑抄秋之日竹洞野節跋。

これによれば、重矩は執政（老中）であった頃、常に人々に有益な政治を心がけていたが、京都を治めていた時（京都所司代在任中であろう）、読書の際に、『無冤録』『牧民忠告』『荒政要覽』の存在を知り、これを書肆に託して刊行させた。そして、幕閣に献上したり、同列の官僚らに示し、訴訟事を解決して民の暮らしを安定させ、善政を行うのに有益なものとした。そうした書物が他にまだ数部あるという。

さらにある日、『居家必用』を見て、民の暮らしに有益なものと確信し、これも書肆に命じて刊行させた。ところがまだ刊行されないうちに重矩は逝去し、その死後に刊行を見た。そこで嗣子の重道君が、亡父の治世の志を後世に伝えるため、一部二十巻を長圓寺に納め、その顛末の記録を竹洞に依頼して、寛文癸丑（十三年）抄秋（九月の異名）に記したのがこの跋文であるという。

これを書いた竹洞野節とは、林羅山以来の林家門人であり、『本朝通鑑』編纂にも参画していた儒者人見友元の

ことで、諸氏による重矩への追悼文を集成した長圓寺藏『伝芳集』にも、竹洞による追悼文が入っていることから、重矩と親交があったことがわかる。<sup>12</sup>

この『居家必用事類全集』（以下『居家必用』と略記する）を確認すると、原序を除いて、日本人による序跋等はないが、巻末に「林和泉掾板行」とのみ、刊行者はわかるが刊年はわからない刊記がある。一方、現在、影印本などで容易に目にするのできる『居家必用』には、「寛文十三癸丑年夷則上旬／洛下林前和泉掾白水／于松柏堂刊之」（夷則は七月の異名）という、刊行者・刊年共に明記された刊記があり、諸機関に蔵される『居家必用』においても、その書誌事項に寛文十三年刊とあるものは、基本的にこの刊記であると推定できる。<sup>13</sup>

この二つの刊記を比較した時、「和泉掾」と「前和泉掾」の相違があること、また竹洞の跋文を有することからも、長圓寺本の刊記が先行して成立したものであると、ひとまず推定できる。<sup>14</sup>

この林和泉掾とは、宗政五十緒氏によれば「和泉掾を受領して禁裏御用を勤め、また、江戸時代においては徳川家の御書物師となって幕府の御用をも勤めた出雲寺家は、書肆の家格としては同業者中第一といつてよい」とされる京都有数の書肆で<sup>15</sup>、初代元真は寛永十四年に死去していることから、『居家必用』刊行時の「林和泉掾」は二代時元（？～一七〇四）のことと思われる。<sup>16</sup> 時元は引退後白水と改名、松柏堂はその号である。

林鷺峯の日記によれば、寛文十三年八月十八日、「白水」こと林和泉掾時元は、「新板居家必用二十冊」を携えて、かねて昵懇の鷺峯のもとを訪れ、「故執政板倉内膳正令白水開板」と言つてそれを贈呈した。<sup>17</sup> 白水は常に贈呈するばかりではないが、ここでは「献」とあるので無償で提供したのは間違いない。それができるのは、『居家必用』の刊行費用が既に故重矩より支払われていたからではないか。

この時、白水が提供した『居家必用』の刊記が、長圓寺藏本のような「林和泉掾板行」であったか、あるいは、各種影印本にあるような「寛文十三癸丑夷則上旬／洛下林前和泉掾白水／于松柏堂刊之」であったのかは、そのどち



らの可能性もあって、定かではない。

前述のように、「林和泉掾板行」刊記のものが、人見竹洞の跋文(前掲)をつけて、菩提寺である長圓寺に納められたことにより、こちらの方が「寛文十三年」刊記のものよりも先行して刊行されたと考えられるが、夷則(七月)上旬には「寛文十三年」刊記本が刊行されており、これを鷲峯のもとに持参することも可能である。竹洞の跋文は、「抄秋」(九月の異名)に記すとあり、寛文十三年のこれらの出来事を時系列で示すと次の通りである。

五月二十九日―重矩死去。

六月(推定)―「林和泉掾板行」刊記『居家必用』刊行はこの頃か？

夷則(七月)上旬―「寛文十三年」『居家必用』刊記。

八月十八日―「白水」(林和泉掾)、鷲峯に『居家必用』二十冊贈呈。刊記不明。

抄秋(九月)―「林和泉掾板行」『居家必用』人見竹洞跋文(二十一日に延宝と改元)。

現存する江戸時代の書林目録としては、最も古いものとされる寛文十年(一六七〇)の『増補出版目録』の「儒書」のうちの「古事」には、二冊 無冤録／四冊 荒政要覧／一冊 牧民忠告<sup>18</sup>の記載があり、並記されているこれら三部の典籍はすべて重矩による刊行物だったのである。そして、『居家必用』が白水林和泉掾時元により刊行されていることによって、それ以前の三部もあるいは同人による刊行ではないかと推測するが、これについては今のところ確証はない。<sup>19</sup>

これまでになかったことをまとめると、板倉重矩は、その京都所司代在任中の寛文八年(一六六八)五月十六日より寛文十年(一六七〇)七月までの間に、『無冤録』『牧民忠告』『荒政要覧』という三部の漢籍の刊行を企図し、

これらは寛文十年までにすべて刊行が実現した。重矩は刊行成った書物を幕閣や同僚などに贈呈した。

その後、重矩は『居家必用』の刊行も企図したが、これは生前には実現せず、重矩死去の直後に林和泉掾から刊行された。しかし、これら計四部の漢籍は、序跋や刊記を持たないため(『居家必用』の刊記は書肆名のみ)、本だけを見ている限りは、その刊行に重矩が関与していたということは全くわからないのであるが、今回の総合調査により、長圓寺所蔵本の見返しに記された嗣子重道や知己人見竹洞の跋文の存在が明らかになり、重矩による刊行の経緯が初めて判明したのである(竹洞の跋文によれば、「其余猶有数部」ともいう)。

前述『板倉重矩公常行記』などを見ても、重矩が四書五経の類を好んで読ませたなどという記載はあるが、書物を刊行したというような記事は全く見当たらず、その他の重矩関係資料においても、そのような事実は記載されていない。つまり、重矩及びその周辺には、典籍刊行活動を自身の「業績」として宣伝するような意図は全く見られず、逆にそれを秘匿するかのように見える状況である。

後述するように、重矩は会津の名君と言われる保科正之(一六一一〜一六七二)に『牧民忠告』を贈呈しているが、その際にも、自分が刊行に関与したことを明言しなかったと筆者は推定している。

前述の人見竹洞の跋文によれば、重矩は「於定訟撫民以有益」との思いでこれらの典籍を刊行したというが、実際、これから見てゆくように、重矩が刊行した典籍は、実用上すぐに役に立つ有益なものばかりで、そうであるが故に、後世にも大きな影響を与えた。

では何故、重矩は匿名で漢籍を刊行するようなことをしたのか。かたく己の名を秘したのか。それを知るには、重矩が刊行した四部の書物の内容を検討すると共に、これらを刊行した京都所司代時代の重矩の置かれた政治的環境を明らかにする必要がある。

『牧民忠告』・『無冤録』・『荒政要覧』・『居家必用』と、いずれも現代の我々には全くといっていいほどなじみのな

くなってしまった中国の典籍ではあるが、その刊行には、為政者としての重矩の志が込められていた。そして刊行後、それらは江戸時代を通じて「一人歩き」するがごとくに流布し、重矩も予想だにできなかったであろう大きな影響を後世に及ぼすことになる。

いや、むしろ、重矩が行政の現場における問題の要点を一々の確に認識していたからこそ、その選択眼によって刊行された典籍が、行政の必読書として後世に影響を持ち得たのであり、冥界の重矩に言わせれば、大きな影響を与えるのも当然だ、ということになるのかもしれない。

## 二 重矩と「牧民之書」

「牧民」という言葉がある。管仲仮託の『管子』に由来し、「人民を養い治める」という意味である。ここから派生して、牧民官とは地方長官の異称となる。「牧」を「やしなう」と訓むのは「牧畜」と同じ意味であるから、「一州の人民を牛羊の如くに取扱う積りにて、その名目を公然と看板に掛けたるものなり。あまり失礼なる仕方には非ずや」と、明治期の福沢諭吉は『学問のすゝめ』で厳しく批判する<sup>20</sup>。

この言葉が江戸期に広く流布するにあたっては、為政者の間で、『牧民忠告』という漢籍、及びその和訳書・注解書が広く読まれていたことが大きく寄与している。元代の宰相張養浩（字は希孟）の編になる『牧民忠告』は、地方に赴任する役人（牧民官）への「忠告」が列記された本である<sup>21</sup>。

それは任命の日から始まり、赴任し、訴訟を聞き、刑罰を定め、部下を使いこなし、飢饉に備え、上役に仕え、そして離任し閑地に戻るまで、徳と能力を兼ね備えた官吏が心がけるべき事柄が満載されている。曰く、「己の欠点を克服する」「賄賂を受けないことを神に誓う」「讒言に左右されない」「役人の規律を正す」「税の割り当ては公正に

行う」等々、凡そ七十四箇条。これらを遵守すれば、誰もが非の打ち所のない官人となること請け合いで、こうした類の本は中国では「官箴書」と称される。

この『牧民忠告』並びにその和訳書・注解書―これらは所謂「牧民之書」と総称される―が、江戸時代全般にわたって広く読まれ、近世政治文化思想に大きな影響を及ぼしたことを通覧したのが、小川和也氏『牧民の思想』であるが、<sup>22</sup>その中で「最も古い翻刻本と思しきものはいくつか見ているが、出版年を記した刊記がなく決定的なことはつかめない」（同書一六九頁）とされていた刊本『牧民忠告』の刊行者こそ、今回判明した板倉重矩であった。

それでは重矩は何故『牧民忠告』の刊行を思い立ったのか。そのことについて重要な鍵となるのが、嗣子重道へ宛てた遺書を除けば、重矩にとつてほとんど唯一の編著たる『自心受用集』の存在である。<sup>23</sup>本書は、文中に「奉行人」「公事訴訟」といった言葉が頻出しており、公事訴訟を担当する奉行人が心得えておくべきことを列挙したものである。

『自心受用集』には従来翻刻もなく、特に注目された形跡はないが、今回翻字して各種『牧民忠告』関連資料と比較検討してみたところ、全三十五条（一つ書きが三十三条、これに序・跋にあたるもの二条を加えた数）の内の十五条までが、山鹿素行（一六二二―一六八五）が『牧民忠告』を和解（和訳すること）した『牧民忠告諺解』の引用であることが判明した。<sup>24</sup>

つまり、「牧民」の名を冠していなくとも、本書は重矩撰述の「牧民之書」なのであり、重矩と素行の間には『牧民忠告』を介して密接な思想的関係があったのである。ちなみにその書名も、同じく素行の短編文集である『修身受用抄』と関係すると思われる。「受用」という言葉も素行の思想には重要な概念である。<sup>25</sup>

『板倉重矩公常行記』では、重矩と素行との関係については、冒頭で重矩の師弟関係を列挙する中に、「軍の事山鹿甚五左衛門殿に御稽古遊ばされ」とある一文だけで、これを見る限り、重矩は素行から兵学の教えのみを受けた

かのような書きぶりであり、その他重矩資料には素行の名を見ない。一方、素行側の資料にはいくつか重矩との交遊についての記録が見いだされる。

素行の年譜における重矩との交際の初見は、素行二十七歳の慶安元年（一六四八）、本郷中間町に新築した素行の新宅を重矩が訪れたことに始まる<sup>26</sup>。この歳、素行は『修身受用抄』を著しており、これを重矩に示した可能性はあろう。さらに、慶安四年（一六五二）十一月には、重矩の要請により、重矩邸において素行は『莊子』を講じている。

前述の素行編著『牧民忠告諺解』は、その前年慶安三年に、幕臣曾根源左衛門吉次の依頼により著作されており<sup>27</sup>、その当時しきりに素行の教えを聞いていた桑名藩主松平定綱が、やはり『牧民忠告』に影響を受けた編著『牧民後判』を著したのは慶安二年である<sup>28</sup>。これらをふまえると、重矩もまたこの頃に、素行から『牧民忠告』を有益な書籍として紹介されていたと考えるのが自然であろう。

次に重矩との接触が素行の年譜に現れるのは、それから十五年後の寛文六年（一六六六）素行四十五歳の年である。四月五日、素行は重矩邸を訪れ、その老中就任を賀しており、更に同月二十九日には、重矩の亡父重昌の墓塔がある牛込の「法泉寺」（現在、落合に移転している宝泉寺であろう、墓塔は現存する）に招かれた素行は、石谷市右衛門成勝が同席する中、重矩と会見しているのだが、この会見の目的は、単に久闊を叙すというものではなかった。その前年に素行が刊行した『聖教要録』における朱子学批判の姿勢が、二代將軍秀忠の庶子にして、三代將軍家光の遺命により四代家綱の輔佐を十九年勤め、また、一種教条主義的な朱子学信奉者であった会津藩主保科正之（一六一一～一六七二）の忌諱に触れ、幕府内で問題視されていたのである。前年の十二月に老中に就任したばかりの重矩は、以前から親交のあった素行に対して、内々の事情聴取を行うという意図があったに違いない。

その会談の様子は、後年延宝六年に松浦藩家老滝川市右衛門に宛てた書簡の中で、素行自身が詳細に語ってい

る<sup>29</sup>。重矩から自筆の招待状を受けた素行は、最初敷居を隔てて挨拶を交わしたが、重矩から、そのように「急度仕候では」話ができぬから、いつものように近くで遠慮なく談じるようにと再三言われて入室したという。これから行われる会見にあたって、素行にも身構えるところがあつたのだろう。

料理も出て、政道の専要とすべき点など、一般的な事柄を尋ねた後、重矩はおもむろに、保科正之の「学問の筋は如何承候哉」と素行に質問した。それに対して素行が、保科との直接の面識がなく申し上げたいが、風聞によれば、自身の学問との懸隔は大きいと答えたところ、重矩は自分もそう思うと言ったという。

その後、京都所司代の適任者をめぐり、永井伊賀守の名があがり、素行がその若すぎることを言うと、重矩は、年の老若ではなく器量次第であろうと答えたことや、世間の「風聞」について、素行がその定見なきことを一蹴すると、重矩は下情に達することも必要ではないかと問答したことなどが記され、また、新老中重矩の長子伯耆守重良への世上の「御馳走」の心配を献言したことなども書かれている<sup>30</sup>。

この年の十月に、素行は赤穂配流（赤穂藩御預）が決定し、そのまま配所に赴くことになるから、重矩との直接の対面はこれが最後であったが、その後も、重矩からの自筆の書状や、石谷を通じての伝言などがあつたといひ、実際は継続していたのだろう。

重矩が素行から学んだ思想は何か。一般的に素行と言えば、「兵学」が第一に挙げられ、戦前にはその著『中朝事実』などに見られる、日本のほうが中国よりも優れた風俗を持つと考える、いわば「国体」重視の思想が宣揚されたようだが、重矩が素行から受けた最大の影響は、その「日用」重視の思想であると筆者は考えている<sup>31</sup>。

今日の修行、唯だ物と人との間のみなり。物は日用事物の間、皆物なり。人は相接するところの人なり。人物の間聊か離るることなし。この間に於て格物する時は致知するなり（『山鹿随筆』、『山鹿素行全集』第一一卷四

八二頁)。

元日より大晦日まで、日々格物するところあれば、遂には大聖人の域に至るべきなり。日々事々物々に於て常に格物するところ、これを今日日用の修行と云ふなり(『山鹿随筆』、『山鹿素行全集』第一一卷四八二頁)。

つまり、素行の言う儒教の修行とは、我々が日常生活で接するところの様々な物や人について、その現実の諸相に密着して考察工夫をめぐらし、実践することを通して思想を深めてゆくことである。人がその職分を遂行するに際して必ず当面する物や人の関係・性質・法則を極めて行くことこそ、聖人に至る道であるといっているのである。

この「日用」という考え方自体は、素行の批判の対象となる朱子学において、「格物致知」などという言葉と共に、既に重要視されている概念であるが、積極的な「日用」重視の思想の背景には、朱子学が持つもう一つの性質、すなわち、日用の事物からはかけ離れた(ように見える)抽象的・思弁的な哲学を構想しようとする指向―それは「性理」というような言葉を使って表現され、静かに坐って精神を安定させて(静坐)、考察するものとされる。これこそ古学や訓古学とは異なる、現在林家が主導し幕府が重用するところの朱子学の特性でもあった―を否定せんとする素行の思想的戦略がある。

そうした素行の目論見の当否はともかくとして、大坂城番・老中・京都所司代を歴任した重矩にとって何よりも重要なことは、素行の「日用」の思想が、日々の施政に腐心する自身の求めるところに実によく適合するものであったという点である。重矩の眼前には、朝暮関係から治安維持・公事訴訟・貧民対策・飢饉対策など、日常待ったなしの業務が山積していたのであって、抽象的思弁を弄するような興味や時間はなかった。

そうした日常の行政業務、とりわけ京都所司代に任じられてからの任務は、勿論彼一人でこなしきれぬものではなく、かといって祖父勝重や伯父重宗の時代のような、行政に手慣れた腹心の部下たちだけに任せておけるような

ものでもない。所司代の下に京都町奉行所が創設されるにあたっては、誰が奉行に任官しても、すぐに高い水準の行政が施行できるような、一種の奉行人の精神的な、また実務的なマニュアルのようなものはないか。

そうした思いを強くしていた重矩が、以前から話を聞いていた素行の「日用」思想に共鳴したのはごく自然なことであり、そのことが、具体的には、『自心受用集』や『牧民忠告』などの、「牧民之書」の編纂や刊行につながっていると筆者は考える。

ここで、重矩の刊行した四部の典籍のうち、最後に刊行されたことが確実な『居家必用事類全集』について先に述べておく。生前に企図した本書の刊行が、寛文十三年五月の重矩逝去後、同年七月までに刊行されたことは前述した。

本書は、現在「日用類書」と総称されている典籍の一つで、撰者不明なるも中国元代に成立したと考えられている<sup>32</sup>。「日用類書」とは、広く一般家庭の日常生活全般において、すぐに役に立つ有用な知識を項目別に分類集載した書籍を言うものであり、『居家必用』全十巻の内容は次の通りである<sup>33</sup>。

- 甲集(巻一)「為学」―写字・読書・作文から書簡文例まで、初歩の学習階梯全般。
- 乙集(巻二)「家法」―冠婚葬祭全般の知識。
- 丙集(巻三)「仕官」―官吏の心得全般。暦や占い、夢の解釈をも含む。
- 丁集(巻四)「宅舎」―家屋建築の際の吉凶から、家畜の飼育法とその処理の吉凶全般。
- 戊集(巻五)「農桑類」他―農作業全般の知識と文房具・家具などの知識。
- 己集(巻六)「諸品茶」他―茶・酒などの飲用物から肉・野菜などの加工食物知識全般。
- 庚集(巻七)「飲食類」―肉や穀物の食品から染料・香料などにいたる知識全般。



辛集(巻八)「吏学指南」―元代徐元瑞撰「吏学指南」と「為政九要」。

壬集(巻九)「衛生」―養老法、各種治療法など身体に関係する知識全般。

癸集(巻十)「謹身」―養生法全般と善心善行を説いた「勸善録」。

これを一覧するに、『居家必用』の内容は、人の衣食住全般、人と人に関わる物質全般、人間一生の生から死にいたる知識全般を網羅していることがわかる。よってこうした類書を検討することによって、前近代の中国の人々の日常生活やその思想、生涯のサイクルなどが再現できるのである。

こうした特徴をふまえれば、素行から受けた「日用」思想に重点を置く重矩が、日常生活に役立つ知識を満載した本書の刊行を志したことはごく自然にうなずけるのであるが、数ある日用類書の中から特に本書を選ぶにあたっては、重矩の関心を強く引く特徴が本書にあるからだと筆者は考える。

それは、辛集(巻八)に収められた「吏学指南」の存在である。明代に刊行された『居家必用』には複数のテキストがあるが、そのすべてに「吏学指南」が所収されているわけではない<sup>34</sup>。もし重矩が、『吏学指南』を含まない『居家必用』を入手したとすると、あえて刊行を企図することはなかったのではないかとも思われる。

『居家必用』辛集(巻八)所収の『吏学指南』には、元代大徳五年(一三〇一)の呉郡徐元瑞の自序がある。この『吏学指南』については、つとに東洋史の分野から注目されるところとなっており、宮崎市定氏は「この書の目的とする所は、官府に於て日常用うる所の法制上の術語に定義を与え、或いは出典を明かにして意義を明確ならしめるにある。故にある点では実用の書であるが、ある点では教養の書である。恐らく前者は儒の吏を学ばんとする者に、後者は吏の儒に近付かんとする者に大なる利用価値が認められたに相違ない」とする<sup>35</sup>。

実は、「官吏」という言葉は、後述するように「官と吏」なのであり、「官」が中央で任命され地方に派遣される

「牧民官」であるとすれば、「吏」は地方の現地で官府に採用される「胥吏」なのである。元代においては、この胥吏から官僚になる途が開け、その方面の要請のために成立したのが『吏学指南』に代表されるような「吏学書」であつた<sup>36</sup>。

板倉重矩が京都所司代に就任するにあたっては、新たに京都町奉行所が創設され、雨宮対馬守と宮崎若狭守の兩名が東西の両町奉行に任命された。そして両町奉行所にはそれぞれ与力二十騎・同心五十名が所属したが、この与力・同心等は江戸で任命されるのではなく、京都において雇い入れられたものたちであり、その後はその職責を事実上世襲することとなつた<sup>37</sup>。

そこで、有能で清廉な官吏を着実に継続的に養成するための教材として、中央から派遣される牧民官としての町奉行には『牧民忠告』を、そして現地で雇用される与力・同心及びその配下には『吏学指南』をそれぞれ与える――中には両方を読む者もいるだろう――というのが、重矩の官吏教育構想であつたと筆者は考えている。

明代の田汝成は、重矩刊行の『居家必用』の序文の中で、本書は「居家だけでなく官家にも不可欠なものだ」と、その本質をついた評言を下している。重矩もまさにその点に着目したのである。その意味では、『居家必用』の刊行もやはり重矩の「日用」に即した選択であつたと言えよう。

さて、重矩によって和刻本が刊行された『居家必用』は、思わぬところに影響を与えていた。長友千代治氏は、貝原益軒の『和俗童子訓』や『万宝鄙事記』における『居家必用』の引用を紹介されているが<sup>38</sup>、益軒著作における『居家必用』の利用はそれだけに留まらず、『大和本草』冒頭の巻一「論本草書」では『居家必用』の名が四度にわたって記され、益軒が『居家必用』の「本草書」的側面にも注目していたことがわかる<sup>39</sup>。

しかし、もっと興味深いのは、この『大和本草』の自序や本文の中に「民用」「民生日用」という言葉が頻出していることである<sup>40</sup>。益軒はまれに見る多作な著述家として知られ、その知の範囲は、文学・歴史・言語・物産・地

誌・風俗・本草・養生と百科全書的の広がりを見せているが、益軒がそうした事柄を飽くことなく和文で綴り続けたのは、「民生日用」―様々な知識をわかりやすく提供することによって民衆の日常生活に資する―という定まった目的があったからである。<sup>41</sup> 素行・重矩・益軒という、一般の概説書では全く結びつけられることのない人物たちは、典籍によって媒介される「日用」の思想によって脈々と繋がっていたのである。<sup>42</sup>

(つづく)

\*1 『板倉重矩公常行記』の活字翻刻は『日本偉人言行資料』（大正六年、国史研究会）に所収される。附載される「飢饉凶」が全く同一であることから、翻刻の直接の底本が内閣文庫蔵写本であることを確認した。

\*2 『藩鑑』の重矩の項目は、『内閣文庫所蔵史籍叢刊』特巻第三十三（一九八六年、汲古書院）二二三頁以降に影印が掲載。その他、重矩の伝記資料としては、『寛政重修諸家譜』第二の重矩の項目（一五〇頁）や『徳川実紀』第五篇の関連記事、『藩翰譜』第五（『新井白石全集』第一所収）の重矩の項目（一九八頁）、また、自身が京都町奉行所与力であった神沢杜口の『翁草』七四（『日本随筆大成』第三期二二卷所収）の重矩の項目（四〇頁）などがある。

\*3 『京都の歴史』五（昭和四七年、学芸書林）七〇頁。

\*4 田中暁龍氏「近世前期朝幕関係の研究」（二〇一一年、吉川弘文館）「第三章 京都所司代板倉重矩と寛文期の朝幕関係」参照。また、藤田恒春氏「京都所司代板倉重矩就任をめぐって」『日本史研究』二三八（一九八二年六月）参照。

\*5 吉越昭久氏「京都・鴨川の「寛文新堤」建設に伴う防災効果」『立命館文学』五九三号（二〇〇六年三月）。

\*6 前掲『日本偉人言行資料』一九八頁。『山鹿素行日記』寛文九年四月条には「且板倉命之築加茂川堤、老人皆云、此堤必有後憂」とあり、その新堤築造の結果が当時から危惧されていたことがうかがえる。西村真琴他編『日本凶荒史考』（一九

- 三六年、丸善)二六〇頁参照。
- \*7 施行のための仮屋が建てられたのは、『野史』によれば「北野及四条」、『嚴有院殿御実紀』によれば「北野七本松、四条河原」とある。前掲『日本凶荒史考』二六一頁参照。なお、京都の救小屋については、三輪希賢著『救餓大意』(『日本経済叢書』六・『日本経済大典』一一所収)も参照。
- \*8 建仁寺両足院に寛文九年の『虎林施行記』写本一卷が伝来するという(筆者未見)。
- \*9 世に「荒歳流民救恤図」(全十一図)なる三条河原の救小屋の様子を描いた図があり、田原藩士渡辺崋山がこの救済を行なったものといわれ、(図は小野武夫氏『日本近世饑饉志』に所収)。森銑三氏は崋山説を否定するが(同氏「荒歳流民救恤図」は崋山の画にあらず)『森銑三著作集』一一所収)、図が三条河原の救小屋を描いたものであることは動かし、重矩の施行を考える上で参考になるだろう。なお、菊池勇夫氏「荒歳流民救恤図」『予防時報』二二二六(二〇〇九年)を参照。
- \*10 前掲『京都の歴史』五、七〇～七三頁参照。
- \*11 西尾市岩瀬文庫編『平成出開帳長圓寺の名宝展』図録(平成十五年九月)。現在これらの典籍は西尾市指定文化財として同市岩瀬文庫に寄託されている。
- \*12 長圓寺蔵『居家必用』の跋文とほぼ同文が、『人見竹洞詩文集』(平成三年、汲古書院)三四五頁に「居家必用跋」として記載されている。しかし、これを重矩の典籍刊行の事跡として取り上げた先行研究は管見に入らなかった。
- \*13 寛永十三年の刊記を持つ『居家必用』の影印は、『居家必用事類』(一九八四年、中文出版社)や『家政学文献集成』続編江戸期七(一九六九年、渡辺書店)に所収される。
- \*14 書肆である林和泉掾が、和泉掾を返上して「前和泉掾」となった時期は、寛文九年の林鶯峯「松柏堂書庫記」(『鶯峯文集』巻第六所収)の中に、「洛ノ書肆、前ノ和泉掾時元、自ラ言フ」とあることから、寛文九年以前であることがわかり、寛文十三年の重矩逝去後に刊行された長圓寺蔵『居家必用』の「林和泉掾板行」という刊記は、この事実と矛盾している。なお、彼が「白水」と号した時期は、同じく鶯峯の『国史館日録』寛文四年十月二十三日条に「書估白水所呈目録、以加朱圈」とあることから、寛文四年以前であることがわかるが、彼の刊行書の刊記に「白水」が出るのは、藤實久美子氏『近世書籍文化論―史料論的アプローチ』(二〇〇六年、吉川弘文館)「第一章 書肆出雲寺家の創業とその活動」の「出雲寺刊行

- 書目「時元」による限りは、「寛文十三年（以下略）」の刊記を持つ『居家必用』のみである。
- \*15 宗政五十緒氏『近世京都出版文化の研究』（昭和五七年、同朋舎出版）一九七頁参照。
- \*16 前掲藤實久美子氏『近世書籍文化論—史料論的アプローチ—』二七頁では、この書肆の現存最古版として、正保四年刊行の『法華和語記』をあげ、「初代の当主は時元とみなしえる」とする。
- \*17 『史料纂集 南塾乗 第五』（平成一七年、続群書類従完成会）九二頁。
- \*18 『江戸時代書林出版書籍目録集成』一（一九六二年、井上書房）八二頁。
- \*19 小川和也氏は、元禄九年（一六九六）の『増益書籍目録大全』に「山崎ヤ市／<sup>ホケミシチウゴウ</sup>牧民忠告／一匁五分」とあることによつて、「板権が移動していなければ、寛文期に翻刻された『牧民忠告』は、京都において山崎屋市兵衛によつて開板されたものである。」とする（後掲『牧民の思想』一九二頁）。
- \*20 福沢諭吉著『学問のすゝめ』十一編（岩波文庫版一一五頁）。
- \*21 現在参照しやすい『牧民忠告』のテキストとしては、倉田信靖氏訳注『三事忠告』（昭和六三年、明德出版社）があり、いずれも張養浩の編著たる『牧民忠告』『風憲忠告』『廟堂忠告』の三著を集録する。また、安岡正篤氏訳注『為政三部書』（昭和三二年、明德出版社）もある。
- \*22 小川和也氏『牧民の思想』（平凡社選書二二九、二〇〇八年）。
- \*23 『自心受用集』は、『内閣文庫所蔵史籍叢刊 第一八卷 大名著述集』（昭和五七年、汲古書院）に内閣文庫蔵本の影印が所収される。この本と岩瀬文庫蔵本（九七一）とは、行格を同じくすることから、極めて近い本文関係にあることがわかる。
- \*24 山鹿素行『牧民忠告諺解』は、廣瀬豊氏編『山鹿素行全集 思想篇』第一卷（昭和一七年、岩波書店）所収。
- \*25 山鹿素行『修身受用抄』は、前掲『山鹿素行全集 思想篇』第一卷所収。また、『続神道大系 論説編 山鹿素行』（平成七年、神道大系編纂会）にも所収。『修身受用抄』の冒頭には「しかるに、心の本体にかなふべき受用、た、我心の信の浅深によるへし、品々の受用をしるす事は、人にさまざまの根機あるゆへ也」とある。
- \*26 『山鹿素行略年譜』一五頁、前掲『山鹿素行全集』第一卷所収。
- \*27 曾根吉次は寛永の饑饉の対策にあたった所謂「飢餓奉行」の一人であり、素行の『牧民忠告諺解』の跋文によると、曾根は「国家牧民の事を監し、民を恤み本を勤む。公務の暇、常に経史を翫味し、尤も此の書に熟す。且つ諺解を予に求」めた

という。また、『山鹿随筆』には、寛文三年(一六六三)八月五日に、曾根が素行に公事訴訟の心得について質問した記事が見える(『山鹿素行全集』第一卷三三三頁)。こうした曾根の職責と日常の姿勢、関心のありかが、重矩と全く共通している点に注意したい。

\*28 『牧民後判』のテキストは、小野武夫氏編『近世地方経済史料』第三卷(昭和三十三年、吉川弘文館)所収の『牧民後判国字解』がある(但し誤植が多いとの指摘もあり注意を要する)。松平定綱と素行の関係については、前掲小川和也氏『牧民の思想』参照。また、渡辺憲司氏『近世大名文芸圏研究』(平成九年、八木書店)参照。

\*29 『山鹿素行全集』第一五卷八二〇頁。

\*30 寛文中に、重矩の長子重良は病氣を理由に廃嫡されるが、その背景には、素行の危惧したような贈賄賄行があったのかもしれない。また、後年、素行は「板倉内膳殿などは御老中になられても、私の名に様の字をおつけになるので、たびたびお断り申し上げたのだが、お聞き入れにならなかった」と『配所残筆』の中で述べている。土田健次郎氏訳註『聖教要録・配所残筆』(講談社学術文庫一四七〇、二〇〇一年)一八二頁。

\*31 山鹿素行の「日用」思想に着目した研究としては、立花均氏『山鹿素行の思想』(二〇〇七年、ペリかん社)や劉長輝氏『山鹿素行―「聖学」とその展開』(一九九八年、ペリかん社)などを参照。なお、伊藤仁斎も「道とは人倫日用まことに行くべきの路」と、「日用」を強調している(『語孟字義』卷上「道」など)。

\*32 酒井忠夫氏『中国日用類書史の研究』(二〇一一年、国書刊行会)二二〇頁参照。

\*33 『居家必用』のテキストは、『居家必用事類』(一九八四年、中文出版社)所収の寛文十三年版影印によった。筆者が閲覧し得た『居家必用』のテキストのうち、内閣文庫蔵『重刊校正居家必用事類』万暦七年序、刊本全八巻八冊(子七六一三)には『史学指南』が存在しない。

\*34 『宮崎市定全集』一一卷(一九九二年、岩波書店)「宋元時代の法制と裁判機構」二〇六頁。

\*35 岡本敬二氏『史学指南の研究』『史学研究』三六(一九六二年三月)や勝藤猛氏『元朝初期の胥吏について』『東洋史研究』一七―二(昭和三十三年九月)を参照。また、古林森廣氏『元代の官箴書』『牧民忠告』について『中国の歴史と経済』所収(二〇〇〇年三月、中国書店)も、「官と吏」の区別について詳述するなど、東洋史研究の立場からの論及が、日本の重矩の意識を探る上でも参考になる。なお同氏『中国宋代の社会と経済』(平成七年、国書刊行会)には、宋代の官箴書について

の論考がある。

\*37 重矩の所司代時代に活動を開始した京都町奉行やその配下の与力・同心の職責等については、朝尾直弘氏「京都町奉行所書札覚書」について・井ヶ田良治氏「京都町奉行所の与力について」を参照。いずれも、『京都地域史の研究』（昭和五四年、国書刊行会）所収。なお、山鹿素行も『山鹿随筆』において、奉行と与力・同心の關係について興味深い言及をしている（『山鹿素行全集』第一巻五八八頁）。

\*38 長友千代治氏『江戸時代の書物と読書』（二〇〇一年、東京堂出版）二二八頁参照。長友氏は益軒の『和俗童子訓』『万宝鄙事記』の他に、三宅建治編『国花万宝日本居家秘用』の『居家必用』利用を指摘するが、三宅は「居家必備」と注記しており、別に『居家必備』という明代日用類書もあることから注意を要する。

\*39 益軒の読書録である『玩古目録』によれば、益軒は寛文七年に『居家必用』十冊を読んでおり、寛文十三年の重矩刊行本以前に、益軒が既に『居家必用』を参照していたことがわかる。また、その冊数により、重矩刊行本と同じく、『史学指南』を所収したテキストを閲覧したと推定される。『玩古目録』は『益軒資料』（九州史料刊行会編『九州史料叢書』）所収。

\*40 『大和本草』のテキストは『益軒全集』巻之六（一九一一年、益軒全集刊行部、一九七三年、国書刊行会復刊）所収。

\*41 益軒の「民生日用」思想に注目する研究として、山中芳和氏「貝原益軒における「民生日用」に資する学問と教育論の展開（一）（二）」『岡山大学教育学部研究集録』一三六（二〇〇七年）、一四八（二〇一一年）参照。

\*42 林羅山はその著『新刊多識編』において『居家必用』を引用しており（『石罅』の項目など）、『居家必用』は早く江戸初期にはその有用性が認められていたことがわかる。杉本つとむ氏『日本本草学の世界―自然・医薬・民俗語彙の探究』（二〇一一年、八坂書房）三四頁参照。また、山鹿素行の蔵書目録である『積徳堂書籍目録』には「居家必用 老冊 自筆」とあり（『山鹿素行全集』一五巻八七五頁）、浩瀚な『居家必用』を抜き書きしたものと思われ、その書写年次は不明であるが、あるいは「牧民忠告」と同様に、『居家必用』の存在も、重矩は素行から教示されていた可能性がある。なお、素行の自筆本は「山鹿素行著述稿本類」として国の重要文化財に指定されており、山鹿光世氏『山鹿素行』（一九八一年、原書房）に「山鹿素行先生著述稿本類書目解題」が附されているが、『居家必用』の抄本は見当たらない。